

7 愛給第258号

令和8年2月2日

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

給水課長 鈴木 広昌

給水装置工事設計・施行基準の様式の一部改正について（通知）

日ごろは、水道事業にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

見出しのことについて、下記のとおり様式を改正しました。なお、適用日から新しい様式での申込となります。施行日から半年間は旧様式での受付も可とします。

記

1 適用日

令和8年4月1日以降の申込み分から

2 改正の内容

軽微な語句の修正及び記入欄の追加

様式第21号「屋内検査報告書」

様式第22-2号「給水装置工事写真提出確認票」

様式第42号「給水装置工事概算設計願い書（先行取出し有り）」

様式第43号「舗装復旧依頼報告書」

3 留意事項

新しい様式はホームページで公開しておりますのでご確認ください。

給水工事»給水関係様式・工事設計・施行基準»給水装置工事設計・施行基準、中高層建物直結給水実施要綱・解説»様式編

お問い合わせ先

給水課

電話 0561-38-0035